

天賦人權説

人は生まれながらにして自由平等であり、幸福を追求する権利などの基本的人権を国家以前の権利として有するという説。

(出典)『法律用語辞典[第4版]』(有斐閣、2012年)

自民党憲法改正草案21条における「公益及び公の秩序」

日本国憲法

「公共の福祉」なし

〔表現の自由〕

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

自民党憲法改正草案

「公益及び公の秩序」あり

〔表現の自由〕

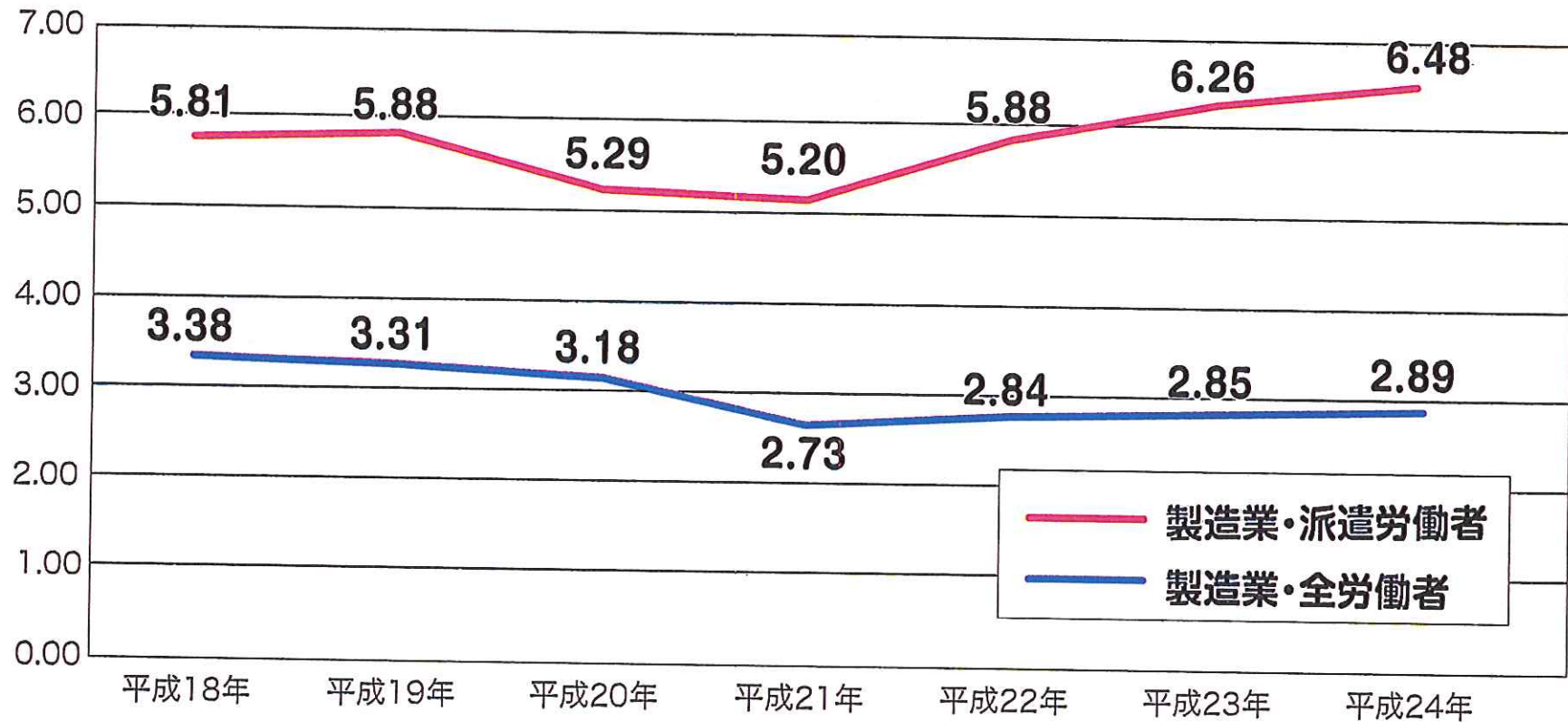
第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。

2 前項の規定にかかわらず、**公益及び公の秩序**を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。

日本国憲法の「公共の福祉」と 自民党憲法改正草案の「公益及び公の秩序」

	日本国憲法		自民党憲法改正草案
12条	〔自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止〕 「…常に 公共の福祉 のためにこれを利用する責任を負ふ。」	→	(国民の責務) 「…常に 公益及び公の秩序 に反してはならない。」
13条	〔個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉〕 「… 公共の福祉 に反しない限り…」	→	(人としての尊重等) 「… 公益及び公の秩序 に反しない限り…」
22条	〔居住・移転及び職業選択の自由〕 「… 公共の福祉 に反しない限り…」	→	(居住、移転及び職業選択等の自由等) 対応する文言なし。
29条	〔財産権〕 「… 公共の福祉 に適合するやうに、法律でこれを定める。」	→	(財産権) 「… 公益及び公の秩序 に適合するやうに、法律で定める。…」
21条	〔集会・結社・表現の自由〕 「 公共の福祉 」の文言なし。	→	(表現の自由) ※2項を新設 「… 公益及び公の秩序 を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。」

労働災害の年千人率の推移（製造業）

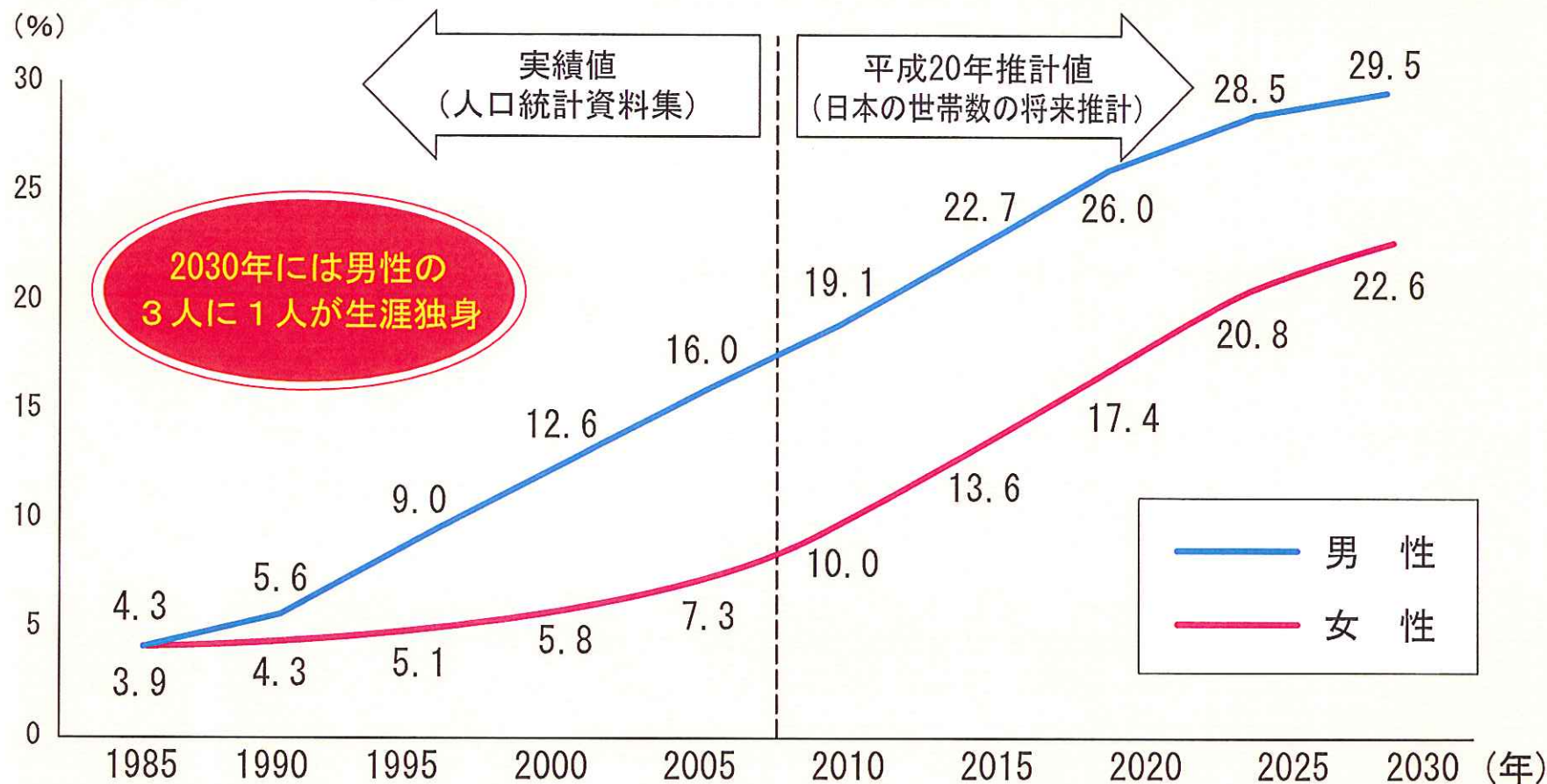


注1：全労働者に係わる千人率は、労働者死傷病報告に基づく死傷者数（休業4日以上の労働災害）及び労働力調査（総務省）の基本集計（長期時系列表5：（4）産業（第12回改定分類）別雇用者数一全国）雇用者数から計算したもの。

注2：製造業の派遣労働者に係わる千人率は、派遣先から提出された労働者死傷病報告に基づく死傷者数（休業4日以上の労働災害）及び労働者派遣事業の6月1日現在の状況報告から計算したもの。

注3：労働者派遣事業の6月1日現在の状況における派遣労働者数の集計は平成18年から開始したものであるため、平成17年以前はなく、千人率の算出もできない。

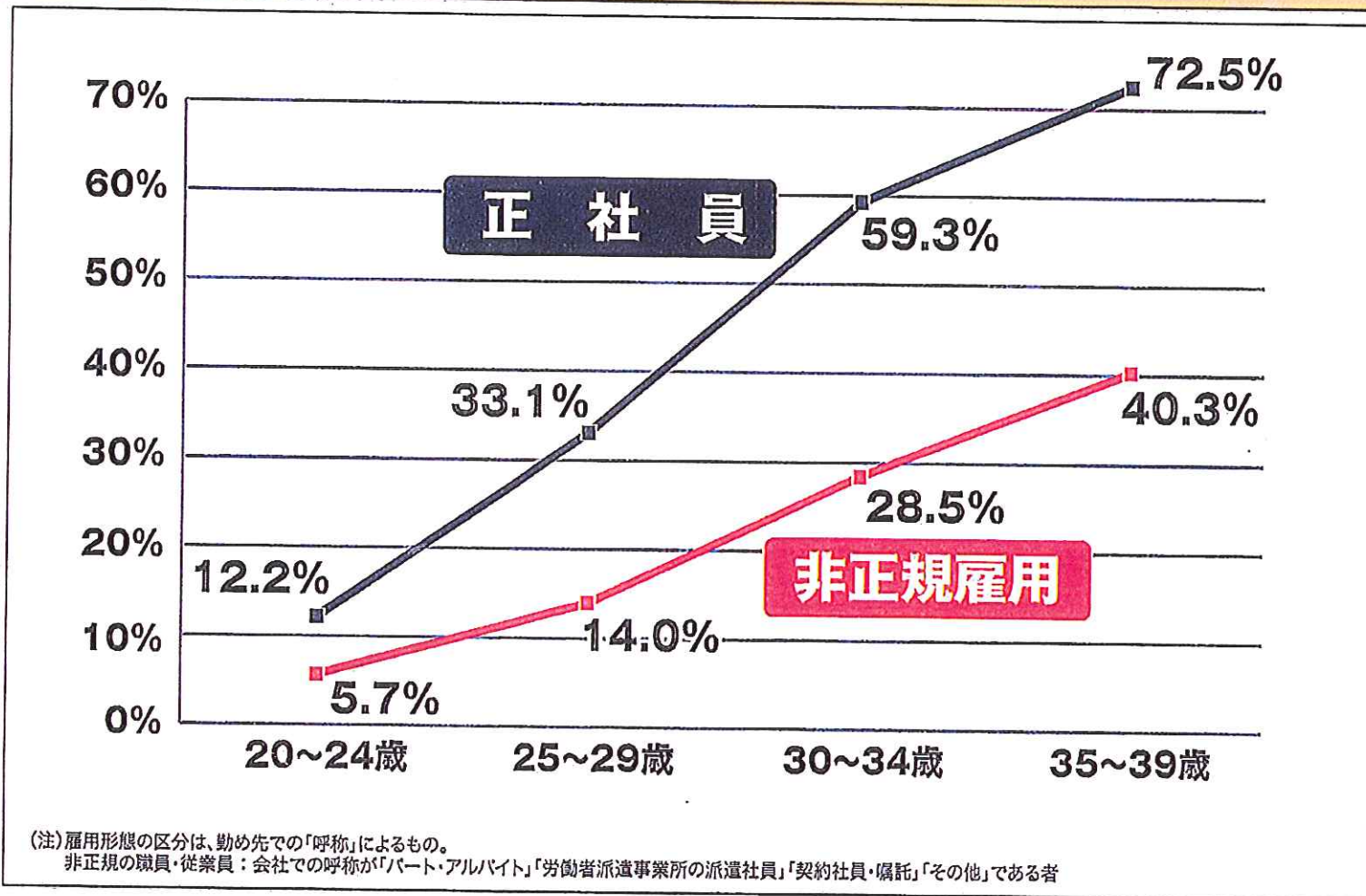
生涯未婚率の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（平成20年3月推計）、「人口統計資料集（2010年版）」

注：生涯未婚率は、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、2005年までは「人口統計資料集（2010年版）」、2010年以降は「日本の世帯数の将来推計」により、45～49歳の未婚率と50～54歳の未婚率の平均。

男性の就労形態別 配偶者のいる割合



資料出所：総務省「平成19年就業構造基本調査」

平成26年2月10日 衆議院予算委員会 長妻昭 提出資料